

奈良県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	花内 克己	葛城市新町四一―三
〃	宮西 清	〃 三八―三
〃	永野 一之	〃 五六
〃	島田 雄司	〃 八一―二
〃	稲田 佐登美	〃 一〇六―一
監事	萩原 壽夫	〃 一〇七
〃	扇田 潤一	〃 六四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	花内 滋治	葛城市新町一四三―三
〃	稲田 昌克	〃 六八―九
〃	花内 一夫	〃 五一―一
〃	島田 崇	〃 八四
〃	島田 勇司	〃 八一―一
監事	花内 克己	〃 四一―三
〃	萩原 壽夫	〃 一〇七